

需要に見合った販売の推進（恵方巻きのロス削減）

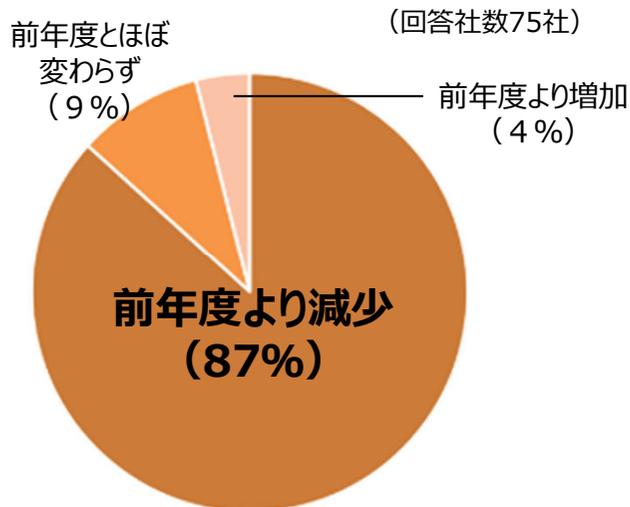
- ✓ 2019年1月に、小売業者の団体に対し、恵方巻きの需要に見合った販売を呼びかけ。
- ✓ 製造計画の見直しやサイズ構成の工夫等の取組を行った結果、約9割の小売業者が前年より廃棄率が改善。
- ✓ 2020～2024年には、恵方巻きのロス削減に取り組む小売事業者に消費者向けPR資材を提供し、事業者名を公表
- ✓ （2020年：43事業者→2021年：65事業者→2022年：77事業者→2023年：90事業者→2024年：99事業者）（https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/kisetsusyokuhin.html）

＜小売業者の団体への呼びかけ内容＞

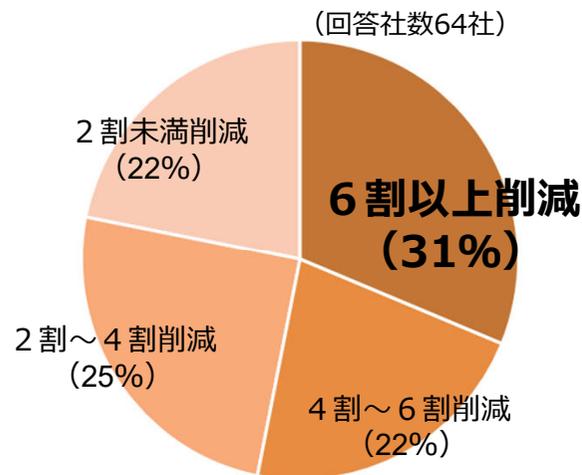
貴重な食料資源の有効活用という観点を踏まえた上で、需要に見合った販売の推進について会員企業への周知をお願い。

＜2019年2月恵方巻きの廃棄の削減状況に係る調査結果＞

【節分時の廃棄率（金額）の前年比較】



【廃棄率の削減割合】



【小売店の販売の工夫の例】

- ・時間帯別製造計画の策定
- ・売れ行きに応じた店内製造の調節
- ・ハーフサイズの品揃えの増加
- ・予約販売の強化

＜PR資材の例＞



（調査概要）

事務連絡の発出先である食品小売団体（7団体）に対して調査を依頼し、75社から回答を得た
（調査期間：平成31年2月～4月、回収率：18.8%）

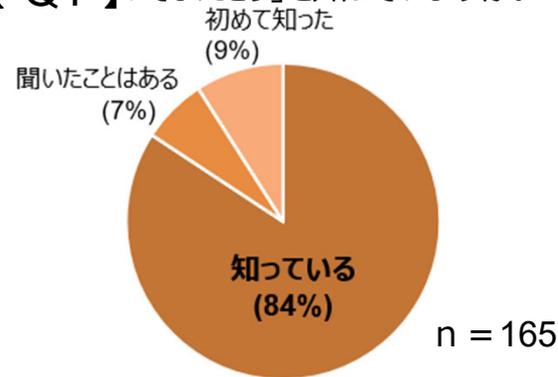
○第7回食品ロス全国大会in金沢 アンケート調査

✓ 第7回食品ロス全国大会において、出展ブース来場者に対してアンケート調査を実施。

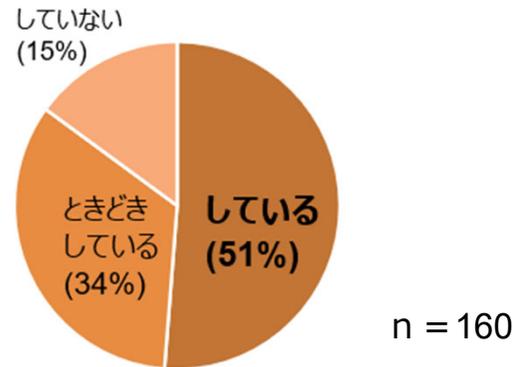
【調査対象】令和5年10月30日・農林水産省出展ブース 来場者（事業者、自治体、消費者等）165名※フリー回答のため合計値に誤差あり
<調査結果>

「てまえどり」について

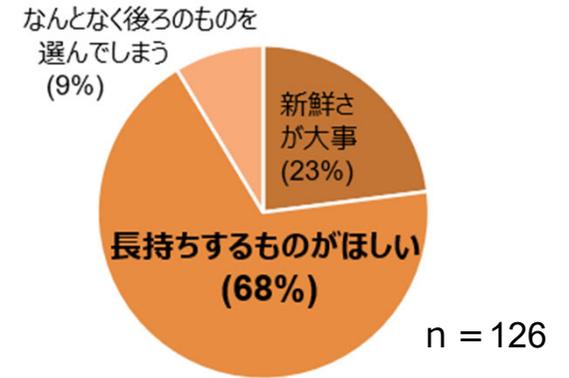
【 Q1 】「てまえどり」を知っていますか。



【 Q2 】「てまえどり」を実践していますか。

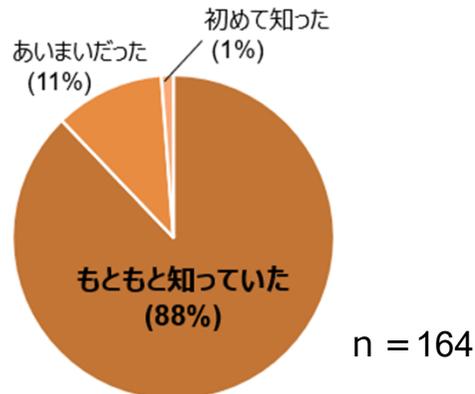


【 Q3 】「てまえどり」をしない理由はありますか。

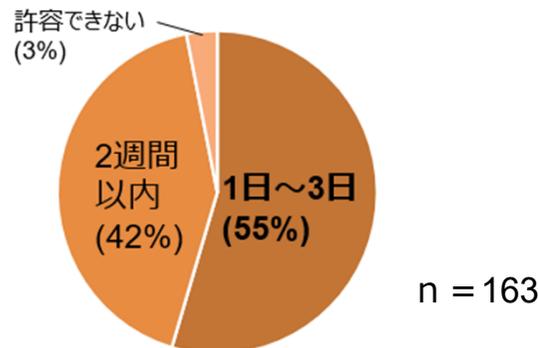


食品ロス削減の取組に関して

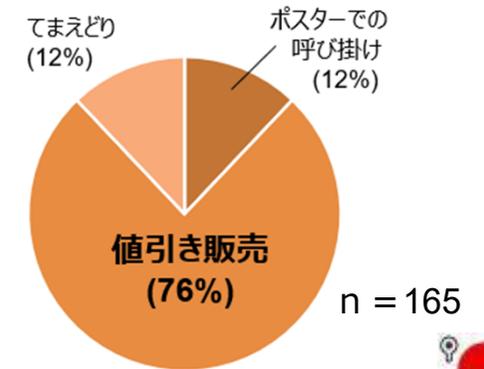
【 Q4 】賞味期限の意味をご存知でしたか。



【 Q5 】日常食べるもの（飲料、お菓子等）のスーパーでの欠品は、どれくらいの期間であれば許容できますか。



【 Q6 】スーパーで実施する食品ロス削減の取組として、目を引く取組は何ですか。



食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会（趣旨・目的）

- ✓ 納品期限（3分の1ルール）等の商慣習の見直しに向けて、新たに情報連絡会を設置。
- ✓ 食品業界・消費者・行政で協調して食品ロス削減の取組をさらに推進。

政府の動き等

農林水産省では、制定から約20年が経過した食料・農業・農村基本法の見直しに向けた検討を実施中。その方向性を示す、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を決定。

【食料・農業・農村政策の新たな展開方向（抜粋）】

（令和5年6月2日付食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定、本部長：総理）

2 食料の安定供給の確保

（8）食品産業（食品製造業、外食産業、食品関連流通業）の持続的な発展

食品ロスの削減に向けては、製造段階での製造の効率化、賞味期限延長のための技術開発、納品期限（1/3ルール）等の商慣習の見直しとともに、食品廃棄量の情報に加えて、フードバンクへの寄附量の開示を促進するなど、食品事業者の取組を促進する。

【参考】

- 「新たな展開」方向では、「円滑な食品アクセスの確保」の観点から、「2024年問題」などのトラックドライバーの人手不足の深刻化を踏まえ、物流の生産性向上に向けた商慣行の見直しの必要性も明記されている。

開催の目的

- 食品廃棄物等の発生抑制、食品ロス削減を効果的に進めるためには、**食品業界・消費者・行政で協調し、取り組むことが必須**。
- 取組を進める上での**課題やその解決策等を相互に共有・発信する場を創出し、国民運動として食品ロス削減の更なる推進**を図る。

食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会の構成

食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会

事務局：農林水産省



オブザーバー：消費者庁、環境省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、地方農政局等

※フードサプライチェーン・サステナビリティプロジェクト (FSP)

(一社) 日本課加工食品卸協会、小売3団体 ((一社) 日本スーパーマーケット協会、(一社) 全国スーパーマーケット協会、オール日本スーパーマーケット協会)、

食品物流未来推進会議 (SBM)：味の素 (株)、カゴメ (株)、キッコーマン食品 (株)、キューピー (株)、日清オイリオグループ (株)、(株) 日清製粉ウェルナ、ハウス食品グループ (株)、(株) Mizkan

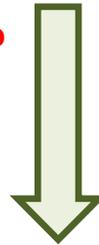
情報連絡会と商慣習検討ワーキングチームの関係性について



食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会

- 食品ロスの一層の削減に向けて、**行政・食品業界・消費者**で協調して、取り組むために新たに設置
- 商慣習の見直しに取り組む上での**課題や問題点**、その**解決策等**について、**相互に共有・発信する場を創出し、国民運動として食品ロス削減を推進**

情報連絡会
で出された課題や
問題点を調査・分析等



調査・分析等の結果をフィードバック

食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム

- 食品関連事業者や有識者等を構成メンバーとし、商慣習の見直しの検討を実施
- 令和5年度は、「日配品の商慣習に関する検討会」と「加工食品の商慣習に関する検討会」をそれぞれ設置し、検討会を実施

【令和5年度構成メンバー】

食品製造業
(14社・団体)

食品卸売業
(4社)

食品小売業
(8社・団体)

有識者等

<対策のポイント>

フードサプライチェーンにおける課題解決や未利用食品の提供等を通じた食品ロス削減の取組、農林水産業・食品産業におけるプラスチック資源循環の取組を支援します。

<事業目標>

- 2000年度比で事業系食品ロス量を半減（273万t [2030年度まで]）
- 海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロまで削減 [2050年まで]

<事業の内容>

1. 食品ロス削減総合対策事業

140（153）百万円

① 食品ロス削減等推進事業

（食品ロス削減等課題解決事業）

民間事業者等が行う食品ロス削減等に係る新規課題等の解決に必要な経費を支援します。（例：商慣習の見直しの検討、食品ロス削減等に係る優良事例調査等）

（食品事業者からの未利用食品提供の推進等）

ア 食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するため、**専門家派遣等によるサポート**を実施します。

イ 食品事業者とフードバンク等による広域連携等の**先進的な取組**に対し、未利用食品の輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会等の開催費等を支援します。

② 食品ロス削減調査等委託事業

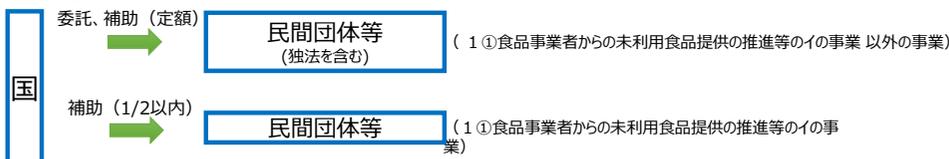
食品ロス実態把握のため食品関連事業者のデータベースの整備を実施します。

2. プラスチック資源循環の推進

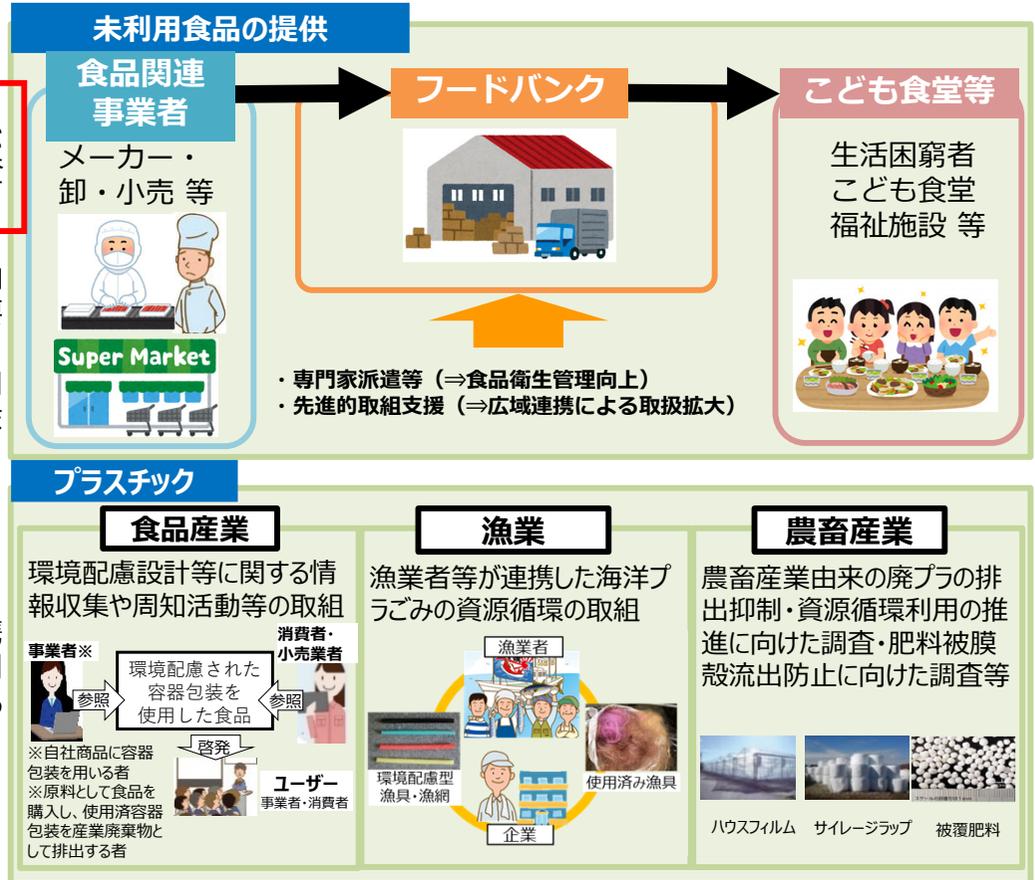
25（33）百万円

食品産業における環境配慮設計等に関する情報収集や周知活動、漁業者等が連携した海洋プラスチックごみの資源循環の取組、農畜産業における廃プラスチックの排出抑制と循環利用の推進に向けた先進的事例調査、プラスチックを使用した被覆肥料に関する調査等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】

大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（03-6744-2066）

食品ロス削減等課題解決事業（R6年度事業の公募について）



令和6年度食品ロス削減総合対策事業のうち食品ロス削減等課題解決事業に係る公募について

令和6年度食品ロス削減総合対策事業のうち食品ロス削減等課題解決事業に係る公募の実施について、補助事業者を公募しますので、本事業の実施を希望される方は、下記に従い御応募ください。

なお、本公募は、令和6年度予算案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容及び予算額等の変更があり得ることにご留意願います。

記

1 事業の趣旨

国連ではSDGs（持続可能な開発目標）が定められ、食品ロスの資源循環等に係る政策の企画・立案に当たっても、SDGsとの連動性が強く求められています。

このため、食品ロスの削減等を通じた食品産業における環境負荷低減に向けて、食品ロス削減に係る新規課題の解決等のために民間事業者等が取り組む実証・調査、優良事例の普及等に対する支援を行います。

2 事業の概要

本事業の概要については、令和6年度食品ロス削減総合対策事業のうち食品ロス削減等課題解決事業に係る公募要領（以下「公募要領」という。）第3の事業内容を御参照ください。

3 応募資格及び応募方法

以下に掲げる本事業の公募要領等を御参照ください。

【参照】

(1)令和6年度食品ロス削減総合対策事業のうち食品ロス削減等課題解決事業に係る公募要領(PDF: 423KB)

別記様式1(WORD: 40KB) 別記様式2(WORD: 62KB) 別記様式3(WORD: 51KB)

別記様式4(WORD: 54KB) 別記様式5(WORD: 31KB) 別記様式6(WORD: 22KB)

(2)食品ロス削減総合対策事業のうち食品ロス削減等課題解決事業補助金交付等要綱(案) (PDF: 300KB)

(3)食品ロス削減総合対策事業のうち食品ロス削減等課題解決事業実施要領(案) (PDF: 278KB)

(4)補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(PDF: 124KB)

(2)及び(3)については、現時点のものを掲載しておりますが、今後変更があり得ます。

5 補助金交付者の選定方法

公募要領に基づき、提出された課題提案書等について審査を実施し、予算の範囲内において、得点が高い者から順に、補助金交付候補者として選定します。

また、提出された課題提案書等については、必要に応じて内容についての問い合わせ、追加資料の要求、事業実施計画等の修正及び所要額の減額等を行うことがあります。

6 課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数

(1) 提出期限

令和6年3月4日（月曜日）17時00分必着

(2) 提出先

「10問い合わせ先」と同じ。

*原則として電子メールにより「10問い合わせ先」に掲げる事業担当課に提出することとし、やむを得ない場合には、郵送又は宅配便（バイク便を含む。）、持参も可とします。

(3) 提出部数

事業に係る課題提案書1部
応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等）1部

*郵送、宅配便（バイク便を含む。）又は持参により提出する場合は、コピーの原紙として使用しますので、パンフレット等も含めコピーできるよう、A4片面クリップ止めで御提出ください。



10 問い合わせ先

〒100-8950東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課
食品ロス・リサイクル対策室（別館4階ドアNo.別401）
電話：03-6744-2066
Email：loss-non★maff.go.jp
（メール送信の際は★を@に置き換えてください。）

以上公示します。

令和6年2月14日

事業メニュー・内容等

第1 区分	第2 事業内容	第3 補助対象経費	第4 補助金額	第5 補助率	第6 選定団体数
1 納品期限等の商習慣見直し及び適正発注の推進事業	<p>食品ロス発生につながる商慣習の見直し及びサプライチェーン全体の食品ロス削減のための適正発注の推進に係る調査研究等を行う。</p> <p>(1) 調査研究</p> <p>ア 納品期限等の商習慣見直し関係 納品期限等の見直しに取り組む企業の拡大等に向けて、食品関連事業者の動向の把握、データ収集・分析等の各種調査やこれらを踏まえたセミナーの開催を行う。農林水産省と連携し、食品ロス削減月間（10月）において、納品期限の緩和、賞味期限表示の年月表示化、賞味期限の延長、フードバンク等への寄附に取り組む事業者を調査・募集し、公表する。また、農林水産省が設置する「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」（以下「情報連絡会」という。）で出された課題や問題点の調査・分析等を行い、その結果のフィードバックを行う。</p> <p>イ 適正発注の推進関係 食品小売業等の販売機会損失を防ぐための措置（欠品に対する取扱いを含む。）と食品ロスの関連性について、ヒアリングを中心とした実態調査を行い、適正在庫等の分析を行う。また、情報連絡会で出された課題や問題点の調査・分析等を行い、その結果のフィードバックを行う。</p> <p>(2) 検討会の開催 必要に応じて、学識経験者、食品関連事業者等で構成される検討会を設置し、(1)の調査研究の実施方法、結果等について、助言等を得る。</p> <p>(3) 報告書の作成 (1)及び(2)の取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、公表する。</p>	謝金、旅費、人件費、賃金、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、資料購入費、委託費、役務費等	10,500千円以内	定額	1以内とする。
2 優良者表彰の開催事業	<p>食品産業の持続可能な発展に寄与する食品ロス削減、省エネルギー等の優れた取組に係る表彰を行う。</p> <p>(1) 審査委員会等の実施 食品産業の食品ロス削減、省エネルギー等に関する知識・経験を有する専門家等で構成される審査委員会を設置し、表彰者の選定を行うとともに、表彰事業の企画運営を行い取組の成果を取りまとめ、報告書を作成する。</p> <p>(2) 優良者表彰式の開催 優良者の表彰式を開催するとともに、インターネット等を活用して表彰事例の情報提供を行う。</p>	謝金、旅費（受賞者等出席旅費を含む。）、人件費、賃金、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等	3,500千円以内	定額	1以内とする。

<p>3 需要に見合った製造、販売等推進事業</p>	<p>食品製造業、食品流通業又は外食業において、販売方法等の工夫、需要予測の高度化等による需要に見合った製造、販売等の推進に向けた実証・調査等を行う。</p> <p>(1) 実証・調査 食品ロスの削減等につながる次のアからオまでのいずれか又は複数のテーマに係る実証・調査を行う。</p> <p>ア 寄附金付き未利用食品モデル構築 食品小売業等における、食品ロス削減につながる商品を寄附金付きで販売し、利益の一部をフードバンク活動団体に寄附する仕組みの構築</p> <p>イ 外装のキズ等に関する受入ルール構築 食品流通段階における、外装のキズ等を理由とした受入拒否により発生する食品ロスを削減するための外装のキズ等に関する食品受入の際のルールの構築</p> <p>ウ ダイナミックプライシング等による販売方法等の工夫 食品製造業、食品流通業又は外食業における、在庫状況、賞味期限等に応じた価格設定（ダイナミックプライシング）、AI・IoT等を活用した消費者啓発等による販売方法等の工夫の推進</p> <p>エ 先進技術による需要予測の推進 食品製造業、食品流通業又は外食業における、販売実績、気象等のデータを学習させたAIによる需要予測や、店舗等におけるAIカメラ等を活用した消費者行動分析等による需要予測の高度化の推進</p> <p>オ 未利用資源の活用等の推進 地域の未利用の食品循環資源を活用することによる新たな価値創出、需要開拓に向けた新技術の活用等による再生利用手法の構築</p> <p>(2) 検討会の開催 学識経験者、食品関連事業者、フードバンク活動団体等で構成される検討会を設置し、(1)の実証・調査の結果を踏まえ、全国的な普及に当たっての課題、改善策等の検討を行う。</p> <p>(3) 報告書の作成 (1)及び(2)の取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、公表する。</p>	<p>謝金、旅費、人件費、賃金、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、資料購入費、委託費、役務費等</p>	<p>7,975千円以内</p>	<p>定額</p>	<p>複数選定する場合があります。 ただし、(1)イに係る実証・調査を行う者は、複数選定しない。</p>
----------------------------	---	--	------------------	-----------	--

<対策のポイント>

食品原材料価格の高騰等の厳しい社会経済環境の中、食品の安定供給を図る観点から、食品ロスの削減が重要となっています。未利用食品の提供等を通じた食品ロスの削減を推進するため、その受け皿となる**大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等を支援**します。

<事業目標>

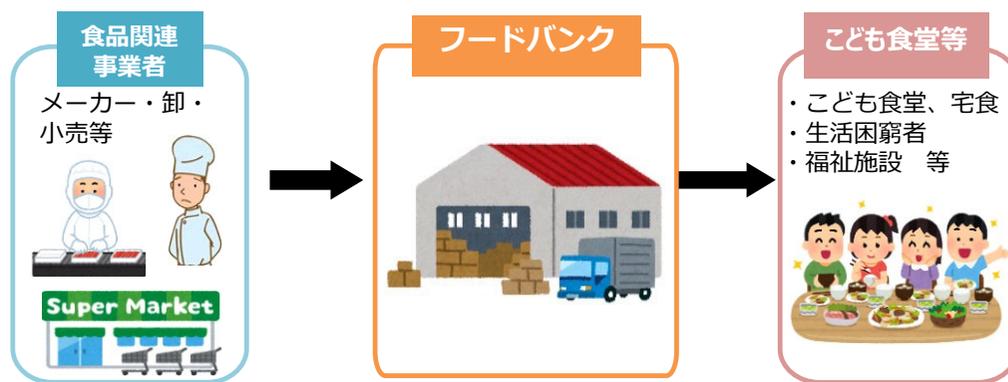
2000年度比で事業系食品ロス量を半減（273万t [2030年度まで]）

<事業の内容>

1. 食品ロス削減緊急対策事業

大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等に対して、**輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等、先進的取組に必要な経費**を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



大規模かつ先進的な取組の支援

- ・ 未利用食品の輸配送費
- ・ 一時保管用倉庫（冷蔵・冷凍庫含む）、運搬用車両、入出庫管理機器等の賃借料
- ・ 広域連携に向けた関係者との検討会・情報交換会の開催 等

[お問い合わせ先]

大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（03-6744-2066）

＜対策のポイント＞

食品事業者からフードバンク等への未利用食品の提供による食品ロス削減を図るため、食品衛生管理水準の向上や効率的な配送システムの構築等フードバンク活動の強化に向けた専門家派遣等によるサポートを実施するとともに、広域連携等の先進的な取組を行う団体を支援します。

＜事業目標＞

2000年度比で事業系食品ロス量を半減（273万t [2030年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 専門家派遣等

食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するため、専門家派遣等によるサポートを実施します。

フードバンクにおける食品の取扱量拡大に向け、食品事業者とのマッチングやフードバンク間のノウハウ共有等を推進するためのサポートを実施します。

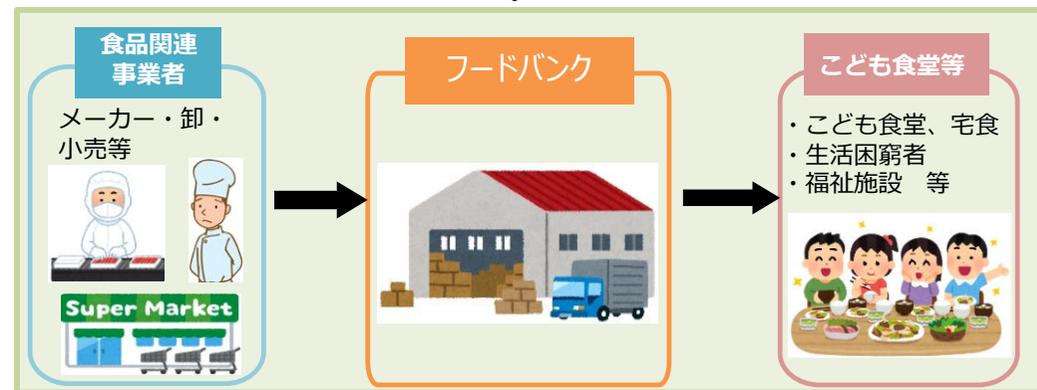
2. 先進的取組支援

大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等に対して、輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等、先進的取組に必要な経費を支援します。

＜事業イメージ＞

専門家派遣等

- ・食品衛生管理水準の向上
- ・効率的な配送システムの構築
- ・フードバンク間の事例・ノウハウ共有 等



先進的取組支援

- ・未利用食品の輸配送費
- ・一時保管用倉庫（冷蔵・冷凍庫含む）、運搬車両、入出庫管理機器等の賃借料
- ・広域連携に向けた関係者との検討会・情報交換会の開催 等

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（03-6744-2066）